

「要求水準書第Ⅱ編」に関する事項

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	3	2	2	5		本施設の基本性能	本項でいう「施設の基本性能」とは、原則的には、要求水準書Ⅰ編3.9.3.2及び3.9.4に定める性能と理解すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。正式引渡し時に確認される施設性能とご理解下さい。
2	4	2	3	4		一般廃棄物処理実施計画との整合性	貴市が毎年度定める『一般廃棄物処理実施計画』と事業契約書間に齟齬が明らかに発生した場合、優先順位は事業契約書と考えますが、如何でしょうかお示しください。	お見込みのとおりです。一般廃棄物処理実施計画により、明らかな設備仕様の変更等を伴う場合は、契約の変更を含め、協議するものとします。
3	4	2	3	6		官公署等申請への協力	市が行う申請事項および協力範囲を具体的にご教示願います。	主要なものとして、交付金申請、所有権移転手続、一廃処理施設設置届出等、本市の本施設に関する申請を想定しています。
4	6	2	4	8	(8)	労働安全衛生・作業環境管理	事業者は、従業員の健康診断の結果を市に報告するとの記載がありますが、直接の雇用主以外に対して重要な個人情報である健康診断結果を開示することは問題があります。本項の削除を御願い致します。	個人診断書の提出を求めるものではありません。個人情報保護法の許容範囲で、労働安全衛生上、支障がないことを本市に報告されることが趣旨であり、健康管理上の問題による事故等を防止する上での事業者の対策の提示を求めるものです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
5	7	2	4	10		災害発生時の協力	「事業者はその処理処分に協力する」とありますが、処理処分に伴い発生する費用は、市の費用負担であると理解して宜しいですか。	災害に伴って発生する受入廃棄物の量及び質が本処理施設の能力により処理が可能であると判断される場合は、事業者の業務範囲において処理を行うものとし、その費用についてはサービス購入料によるものとします。災害に係る廃棄物の受入に対して、処理・処分に協力を求めることを示しています。
6	7	2	4	10		災害発生時の協力	災害発生時の協力を実施したために、事業者が発生した費用(含む損害)については、市が負担するものと理解してよろしいですか。 また、その費用の算定については、事業者の請求に基づく(本契約の料金改定等の規定に拘束されない)と考えてよろしいですか。	災害に伴って発生する受入廃棄物の量及び質が本処理施設の能力により処理が可能であると判断される場合は、事業者の業務範囲において処理を行うものとし、その費用についてはサービス購入料によるものとします。災害に係る廃棄物の受入に対して、処理・処分に協力を求めることを示しています。
7	7	2	4	11		作成書類・提出書類	各業務の実施に必要な事項を記載した事業実施計画書～略～本市に提出し、本市の承諾を受ける。また、事業契約書第47条(事業実施計画書)では、市の確認を得るものと規定されています。承諾と確認は明らかに異なる行為と考えますが、同意語と解釈するのでしょうかお示ください。	事業契約書第47条(事業実施計画書)の「確認」を「承諾」と修正します。
8	9	2	5	1	(6)	運営・維持管理	「その他本市の指示するもの」とありますが、入札説明書等及び事業契約書に基づく指示と理解して宜しいでしょうか。	入札説明書等に基づき、本市が性能発注として本来必要と判断した事項を指示するとご理解下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
9	9	2	5	2		提案書の変更	「要求水準に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において要求水準を満足させる変更を行う。」とされていますが、これは提案書を満足するように変更するということですか。そもそも、要求水準に適合しない箇所が提案書にあった場合、要求水準未達で受注出来ないと思われま。落札者決定基準と明らかに矛盾するため修正を御願ひします。	要求水準書に示すとおりとします。提案書のかしとして、その修補及び損害賠償に応じて頂くものとします。
10	9	2	5	3	1	記載事項の捕捉等	「要求水準書に明記されてない事項であっても、当然必要と思われるものは、全て事業者の責任で捕捉・完備する」との記載がありますが、「当然必要と思われるもの」の解釈について、市と事業者の認識が一致しなかった場合は、市の負担としてよろしいですか。	廃棄物の安全・安定な処理を目的としたものであり、要求水準、提案及び性能発注の本規定を踏まえ、協議の上、実施します。費用は事業者の負担とします。
11	9	2	5	3	2	参考図書の取扱い	「当然必要と思われるものは、全て事業者の責任で捕捉・完備する」との記載がありますが、「当然必要と思われるもの」の解釈について、市と事業者の認識が一致しなかった場合は、市の負担としてよろしいですか。	廃棄物の安全・安定な処理を目的としたものであり、要求水準、提案及び性能発注の本規定を踏まえ、協議の上、実施します。費用は事業者の負担とします。
12	9	2	5	4		契約金額の変更	「当然必要と思われるもの」について、市と事業者の認識が一致しなかった場合は、市での費用負担が発生する可能性があると考えるので、本項の削除を御願ひ致します。	廃棄物の安全・安定な処理を目的としたものであり、要求水準、提案及び性能発注の本規定を踏まえ、協議の上、実施します。費用は事業者の負担とします。
13	9	2	5	5	(1)	本業務期間終了時の引渡し条件	『本業務期間終了後も継続して2年間にわたり使用することに支障の無い状態であること。』が規定されています。当社では、維持管理運営に従事する運転員は専門的な知識と経験を保持した技術者と位置づけています。貴市において引き続き使用される場合、専門的知識や技量を兼ね備えた技術者が運転若しくは従事すると理解してよろしいでしょうかお示ください。	お見込みのとおりです。ただし、本市が引き続き運営・維持管理を行うことも念頭に、教育指導、運転指導を行うとともに、設備機器の性能を満たし、引渡し条件について協議を行うことに留意下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
14	9	2	5	5	(1)	引渡条件	本事業終了後も継続して2年間にわたり使用するに支障がないことありますが、本事業終了後においても、本事業期間と同水準の運転管理や維持管理がなされると解釈しても宜しいでしょうか。	取扱説明書、図書等の引渡しも含めて、事業者が引継を行うことを前提に、お見込みのとおりです。
15	9	2	5	5		本業務期間終了時の引渡し条件	「本業務期間終了後も継続して2年間にわたり使用することに支障がない状態」と記載がありますが、確認方法をご教示ください。	精密機能検査の結果、内容を踏まえ引渡し条件について精査したうえで、取扱説明書、図書等の引渡しも含めて、事業者が引継を行うことを想定しています。
16	9	2	5	5	(1)	本業務期間終了時の引渡し条件	「本業務期間終了後も継続して2年間～」とありますが、どのように評価・判断されるのでしょうか。	精密機能検査の結果、内容を踏まえ引渡し条件について精査したうえで、取扱説明書、図書等の引渡しも含めて、事業者が引継を行うことを想定しています。
17	9	2	5	5		本業務期間終了時の引渡し条件	予備品を2年分納入する必要はないと解釈してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。当面の継続使用に支障のないよう、考えて下さい。
18	10	2	5	5	(3)	本業務期間終了時の引渡し条件	教育指導計画書等の資料作成は、運転指導開始前に作成し、市の承認まで得るとのお考えでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、必要に応じ更新した内容についても市の承諾を必要とするものと考えています。
19	10	2	5	5	(4)	本業務期間終了時の引渡し条件	業務の引継ぎを受けるものが、実施研修中に、事業者(運転指導員等)の指示ではない操作等を行った為に発生した損害等の一切については、業務の引継ぎを受けるものが負担すると理解してよろしいですか。	実地研修中は、事業者の監督責任において、事業者が負担するものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
20	10	2	5	5	(4)	本業務期間終了時の引渡し条件	前回質問回答では、研修を受講する人員を事業者で確保と有りましたが、本業務期間終了時の引渡しの為、市殿で確保の誤りだと考えますが、如何でしょうか。	前回回答を「当該引継ぎを行うものを本市が指定しますので、人員を確保下さい。」と修正します。
21	10	2	5	5	(5)	本業務期間終了時の引渡し条件	運転指導員は、本施設の運営・維持管理業務の従事者との兼務も可能と理解してよろしいですか。	可能と考えます。
22	10	2	5	5	(5)	本業務期間終了時の引渡し条件	運転指導員については、特に法令上必要な資格はなく、当該施設の実務経験者で良いと考えますがいかがでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、十分な技術と経験を有する者の配置を求めます。
23	10	2	5	5	(6)	本業務期間終了時の引渡し条件	「建物の主要構造部等に」とありますが、主要構造部を具体的にご提示下さい。	基準法2条5号で示す「壁・柱・床・梁・屋根・階段」等、建築物の構造上重要な部分です。
24	11	3	2	(1)		有資格者の配置	運営開始後2年間以上配置することとありますが、これはごみ処理施設技術管理者の有資格者かつ生ごみバイオガス化施設の現場総括責任者の経験者の配置のことを指し、本業務の現場総括責任者は、運営・維持管理期間中配置しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	11	3	2	(1)		有資格者の配置	廃棄物処理施設技術管理者はごみ処理施設技術管理者となっていますが、有機性廃棄物資源化施設技術管理者(メタン発酵施設)の資格でもよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
26	11	3	2	(1)		現場総括責任者	現場総括責任者の有する資格は、廃棄物処理施設技術管理者(有機性廃棄物資源化施設)でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	11	3	2			有資格者の配置	廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)は、廃棄物処理施設技術管理者(有機性廃棄物資源化施設)でも適格でしょうか。	お見込みのとおりです。
28	11	3	2	(2)		有資格者の配置	第3種電気主任技術者は、電気保安協会へ業務委託する場合は不要ですか。また、乙種ガス主任技術者はバイオガス精製・販売の場合のみに必要という理解で宜しいでしょうか。	電気主任技術者は、本市の指定する主任技術者よりの指示等の代務が可能な者を、事業者が専任で配置することが必要と考えております。
29	11	3	2	(2)		有資格者の配置	有資格者において、第3種電気主任技術者の配置とありますが、電気保安協会等へ外部委託することは可能でしょうか？	電気主任技術者は、本市の指定する主任技術者よりの指示等の代務が可能な者を、事業者が専任で配置することが必要と考えております。
30	11	3	2			有資格者の配置	本施設の所有者は市となりますので、電気事業法上の電気主任は、市の職員から選任すると理解してよろしいですか。また、保安規定についても市が作成すると理解してよろしいですか。	電気主任技術者は、本市の指定する主任技術者よりの指示等の代務が可能な者を、事業者が専任で配置することが必要と考えております。 保安規定については、市が作成しますが、作成にあたっては事業者の協力支援を求めます。
31	11	3	2			有資格者の配置	電気事業法において電気主任技術者の選任が必要ないとされる事業場(最大電力1000kW未満の需要設備等)に該当する場合は、第3種電気主任技術者を選任せずに、電気保安協会と業務契約を締結すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
32	11	3	2	(2)		有資格者の配置	ガス主任技術者に替わる「一般事業者として必要な圧力相当の資格」とは圧力容器取扱作業主任者のことを想定されておられますでしょうか？	第2回質問回答にて回答します。
33	11	3	2			有資格者の配置	貴市がガス販売事業を実施する場合、ガス事業法の位置付けは準用ガス事業者と解釈してよろしいでしょうか。ガス事業法では、準用事業者の場合、敷設導管が500m未満であれば、ガス主任技術者の配置が不要となりますが、敷設導管が500m未満の場合でも乙種ガス主任技術者は必要でしょうか。	お見込みのとおりです。 本市の指示により、技術的に対応可能な者の配置を求めます。
34	13	4	2	(3)		受入管理	搬入禁止物の混入防止に関して、収集側ではどのような防止策をとられるのでしょうか。	本市で広報活動、啓発活動を実施していきます。
35	13	4	2	(3)		受入管理	事業者は、市が収集した廃棄物について、本施設への搬入禁止物の混入防止に努めるとありますが、収集物の性状に関するリスクは市にある(実施方針書リスク分担表)ため、禁止物の混入防止は、収集時に市が実施すると理解します。 従って、市が収集した廃棄物の異物混入等により設備に被害が出た場合は、事業者の混入防止の努力に関係なく、市のリスクと理解します。よろしいですか。	搬入禁止物の混入防止については、本市で広報活動、啓発活動を実施していきますが、事業者においても搬入禁止物の混入防止に努めるものとします。 事業者が受入管理を行うものであり、異物混入による設備への被害については、質に起因するものと事業者が明確に示した場合においては、本市の負担とします。
36	13	4	2	(4)		受入管理	直接搬入に関して、頻度、量、車両等について市が想定している値を開示願います。	搬入台数の割合として、全体の15%程度を想定しています。持込み車両は、2tトラックが主要であると想定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
37	13	4	2	(4)		受入管理	搬入基準については市が定めるとされていますが、受入が困難な物質等については事業者提案とされていることに矛盾します。 市と事業者が協議して決定すると修正願います。	要求水準のとおりとします。不適物を含む生ごみの性状表現について、処理対象物を基に、事業者の経験実績等を踏まえた提案を求めており、提案された性状表現をもとに、本市が搬入基準を設定します。
38	13	4	2	(5)		受入管理	搬入基準については市が定めるとされていますが、受入が困難な物質等については事業者提案とされていることに矛盾します。 市と事業者が協議して決定すると修正願います。	要求水準のとおりとします。不適物を含む生ごみの性状表現について、処理対象物を基に、事業者の経験実績等を踏まえた提案を求めており、提案された性状表現をもとに、本市が搬入基準を設定します。
39	13	4	2	(4)		搬入禁止物の検査	搬入基準を満たしていることを確認することとありますが、具体的にどのような確認方法を想定していらっしゃいますか。	事業者の提案を求めます。なお、目視確認、プラットホームでの展開検査等を想定しています。
40	13	4	2	(5)		段ボール箱等の中身の確認	段ボール箱等と記載されていますが、腐敗臭の漏洩を極力防止するため、容器は外部から可視できる物に指定することは可能ですか。	現段階では、ご希望に添えかねます。
41	13	4	2	(8)		直接搬入ごみの荷卸し	直接搬入ごみの荷卸し時に補助することとありますが、具体的にどのような補助を想定していらっしゃいますか。車両への損傷トラブル防止のためにも、荷卸し行為事態は、持ち込み者に行って頂きたいのですが。	安全な投入が可能となるよう、現場運転員による車両誘導、現場鉤の操作、投入方法の指示等を想定しています。
42	13	4	2	(9)		市が定期的に行う搬入検査	市が定期的に行うプラットホーム内での搬入検査とは、どのような内容を想定しておられますか。	目視確認、展開検査等を想定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
43	14	4	2	3	表4-1	残渣・再資源化製品の搬出時間及び搬出方法	「登録車においては、無人にて受入可能」とありますが、登録車であれば、計量時間外でも計量可能と理解してよろしいですか。	搬出においては、要求水準書に記載のとおりです。搬入においては、要求水準書に示す計量時間内において、祝日の搬入が可能であるとご理解下さい。
44	14	4	2	3	表4-1	本市が計量業務を行う時間	計量時間で、但し、本市が必要と認めるときは、これを変更することが出来るとのことですが、必要と認める場合とはどのような状況を想定されているかお示し願います。また、米印で『ただし、登録車は無人にて受付可能とする』とは、計量時間に限らず搬入されるとの理解でしょうか、それとも規定された時間内での無人受付を意味しているとの理解でしょうかご教示願います。	搬入時期によりごみの搬入時間の延長が必要となる場合等を想定しています。また、登録車については、要求水準書に示す計量時間内において、無人の搬入が可能であるとご理解下さい。
45	14	4	2	3	表4-1	計量業務	土曜日の搬入に関しても、市にて計量業務を行うということでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	14	2	2	3	表4-1	本市が計量業務を行う時間	「登録車において」とありますが、登録車とはどのような状態の車両を示しますか。具体的にご提示下さい。また、登録車においては、無人にて受入可能との意味をご教示ください。	登録車とは、計量カード(登録済み)で搬入する車両です。登録車については、要求水準書に示す計量時間内において、祝日に無人の搬入が可能であるとご理解下さい。
47	14	2	2	3	表4-1	本市が計量業務を行う時間	「無人にて受入」とありますが、事業者は受入れ管理のための体制をとる必要がありますでしょうか。その場合、受入体制が必要な日数、時間を具体的にご教示下さい。	事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
48	15	5	2	4		安定稼働の確認	貴市責任による処理対象量不足については免責されると解釈してよろしいでしょうか。	市に帰責するものと事業者が明確に示した場合においては、お見込みのとおりです。
49	16	5	2	7	(1)	施設動線	指示する動線を遵守するとありますが、あくまでも参考として解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、別紙3を基に、他施設の搬入出動線に留意して下さい。
50	16	5	2	7	(2)	施設動線	「別紙3:車両動線計画(案)」に関連して、当該敷地へのごみ収集車の来場動線・退場動線に指定があればお教えください。 また、事前の11町内会同意時に、車両入退場動線の説明・協議・指定があった場合は、その内容をお教えください。	来場動線・退場動線に関しては、バイオガス化施設の生ごみは原則として信濃川土手沿い市道788号線からの搬入・搬出を想定しています。 後段に関しては、上記のとおりです。
51	16	5	2	10	(1)	車両の仕様	「他施設への搬出車両については、別途本市の指示による」とありますが、具体的にご指示願います。	4t深煽ダンプトラック等、焼却処理施設への不適物の搬出に適した車両を想定しています。
52	16	5	2	10	(1)	車両の仕様	10t車トラックについても、生ごみの搬入に用いるものでしょうか？また、その搬入頻度について、ご教示ください。	直接搬入の可能性を有する車両として、最大で10t平ボディトラックを想定しています。トラックスケール積載台(7.5m×3m)で計量可能な車両を想定しています。 頻度については、お示しできません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
53	17	5	3			搬入物の性状分析	性状分析対象物は、発酵対象となる処理不適合物除去後の生ごみのみという理解でよろしいでしょうか。	処理不適合物も含まれます。なお、本施設の管理上必要な分析は事業者で行ってください。
54	17	5	3			搬入物の性状分析	分析項目、方法は『昭和52年11月4日環整第95号』に示された項目・方法となっていますが、通達の内容的はごみ焼却施設、最終処分場、し尿処理施設であり、本事業の生ごみバイオマス施設ではありません。よって、本事業とは異なるがごみ焼却施設若しくはし尿処理施設と捕らえ性状分析を行う。若しくは、事業者提案に委ねることが必要と考えます。如何でしょうか。	『昭和52年11月4日環整第95号』を基に、事業者の提案に委ねます。
55	17	5	7			処理不適合物の保管・搬送	搬出時の計量は、受入と同様に既設の計量機を使用して、市が計量を行うと理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
56	17	5	8			処理不適合物の保管・搬送	搬出時の計量は、受入と同様に既設の計量機を使用して、市が計量を行うと理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
57	17	5	7			処理不適合物の保管・搬送	「本市が指示する状態で適切に保管」について、具体的に提示願います。	ホッパー貯留が可能となる等、維持管理状況及び提案を踏まえ、別途本市より事業者に指示します。
58	17	5	8			発酵残渣等の処分物の搬出	「本市が指示する状態で適切に保管」について、具体的に提示願います。	ホッパー貯留が可能となる等、維持管理状況及び提案を踏まえ、別途本市より事業者に指示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
59	17	5	7			処理不適物の保管・搬送	搬送は、事業契約書(案)が定める運営・維持管理企業、若しくは当該企業から委託を受けた収集運搬許可業者が実施すると理解してよろしいですか。	SPCが実施して下さい。
60	17	5	8			発酵残渣等の処分物の搬出	搬送は、事業契約書(案)が定める運営・維持管理企業、若しくは当該企業から委託を受けた収集運搬許可業者が実施すると理解してよろしいですか。	SPCが実施して下さい。
61	17	5	8	(1)		発酵残渣の運搬	発酵残渣を搬送する処理処分施設について、予定されている場所はどちらでしょうか。	事業者提案に委ねます。
62	17	5	8	(1)		発酵残渣等の処分物の搬出	市の処分先として考えている施設までの概算の距離についてご教示願います。	市が想定する処分先までは約20km程度となります。なお、処分先について提案してください。
63	17	5	8	(1)		発酵残渣等の処分物の搬出	有効利用できない発酵残渣等の運搬業務が貴市外に亘る可能性はありますか？またその場合、収集運搬業許可を有する必要がありますでしょうか？	事業者により、安価な提案があった場合は、必要となる協議がなされた上で、採用する場合があります。運搬は、SPCが行うことで、業許可を有する必要はありません。
64	17	5	9	(2)		搬出物の性状分析	本施設より搬出する処理不適物、発酵残渣排水等の性状について定期的に分析・管理を行うこと。とありますが、頻度は、提案によるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
65	17	5	9	(2)		搬出物の性状分析	搬出物の性状分析の頻度と内容について明示願います。	事業者の提案に委ねます。なお、本施設の管理上必要な分析は事業者で行ってください。
66	17	5	9			搬出物の性状分析	処理不適物、発酵残渣、排水等の分析項目と分析頻度をご教示ください。	事業者の提案に委ねます。なお、本施設の管理上必要な分析は事業者で行ってください。
67	17	5	9			搬出物の性状分析	分析回数は事業者提案に委ねると理解して宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。なお、本施設の管理上必要な分析は事業者で行ってください。
68	19	6	6		(2)	点検・検査の実施	日常点検で異常が発生された場合」とありますが、「日常点検で異常が発生した場合」の誤記ではないでしょうか。	「日常点検で異常が発見された場合」に修正いたします。
69	19	6	7	(3)		各年度の補修計画	「点検・検査結果に基づき～略～各年度の補修計画を作成し～略～本市の承諾を得ること。」とのことですが、補修計画は必要なタイミングで貴市に提出するとの理解でよろしいでしょうかお示しください。	定期点検結果報告後に、定期修繕を勘案した時期に提出することを求めます。なお、計画にあたっては、全停電等の本市の焼却施設及び不燃残渣の処分先との連携を考慮した時期としてください。
70	20	6	8	(4)		補修の実施	不可抗力等、事業者の責任範囲外の原因により発生した補修については、補修完了後(費用発生後)であっても、その費用は市が負担すると理解してよろしいですか。	不可抗力には、事業契約書第62条が適用されます。事業者の責任範囲外の原因により発生した補修については、事前報告がない場合は原則として費用発生後に市が負担することはありません。ただし、緊急の対応が必要であった場合においては、協議とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
71	20	6	9			精密機能検査	精密機能検査を第三者機関等へ委託するか、事業者自らが実施するかは、事業者が判断して良いと理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
72	20	6	9			精密機能検査	精密機能検査業務については第三者機関等への委託は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	21	6	9			精密機能検査	精密機能検査の内容についての要求水準はありますか。	検査要領に準じて行ってください。なお、事業終了後の引き渡し時については、施設の耐用年数等を含めて協議とします。
74	21	6	11			利用者・見学者の安全確保	見学者への説明等について、事業者の業務は、市職員の補助と理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
75	21	6	11			利用書・見学者の安全確保	年間の見学者受入回数と人数はどの程度を想定しているのでしょうか。	市内小学生が50件、2,000人程度、他市町村からの来場者が100件、1,000人程度を想定していますが、当初は相当数来場することと想定されます。
76	21	6	11			利用者・見学者の安全確保	一度に対応すべき見学者数および対象年齢をご教示ください。	最大で、100人程度の小学生の来場を想定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
77	21	6	11			利用者・見学者の安全確保	見学対象箇所は提案者にて設定してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
78	21	6	12	(3)		機器更新	「法令改正、不可抗力によるものは事業者による機器更新の対象から除く」とありますが、当該事業と別途に市が計画・実施するということでしょうか。	法令改正、不可抗力には、事業契約書第62条が適用されます。
79	21	6	13	(2)		長寿命化計画の承諾	本組合の承諾を得ることとありますが、本市の承諾を得ることの誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正いたします。
80	21	6	13	(1)		長寿命化計画の承諾	本組合の承諾を得ることとありますが、本市の承諾を得ることの誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正いたします。
81	21	6	13			長寿命化計画の作成及び実施	「本組合」との記載は「本市」の誤記と思われるので、修正願います。	ご指摘のとおりです。修正いたします。
82	21	6	13	(2)		長寿命化計画の作成及び実施	「本組合」とありますが、「本市」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正いたします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
83	21	6	13	(1)		長寿命化計画の作成及び実施	「本組合」とありますが、「本市」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正いたします。
84	21	6	14			改良保全	「設計是正による設備の体質改善」とありますが、設備の体質改善とは何を示しますか。定義をご提示下さい。	故障が起りにくい設備への改善、性能向上を目的とした保全活動を示します。
85	22	7	3			環境保全計画	環境測定項目別紙4に示す騒音、振動、悪臭、粉じんの敷地境界測定の測定箇所数は提案者にて設定してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。生活環境影響調査等を踏まえ計画してください。
86	23	8	3	(1)		バイオガス以外の有効利用	「関係法令上、公害防止条件等を満たすことを定期的に確認した上で」とありますが、具体的な方法や頻度についてはどのようにお考えでしょうか？	事業者の提案に委ねます。生活環境影響調査等を踏まえ計画してください。
87	23	8	3	(1)		バイオガス以外の有効利用	有効利用のため譲渡された発酵残渣の運搬・処理を再委託することは可能でしょうか？	逆有償となる場合は、認められません。
88	23	8	3			バイオガス以外の有効利用	発酵残渣、排水等の提案において、事業開始後の有効利用については、積極的な市のご協力(公共工事への利用促進など)をいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	可能な範囲で協力します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
89	24	9				情報管理業務	事業者が作成・提出した各種報告の内容について、第三者への開示を行う場合は、市と事業者の協議の上実施すると理解してよろしいですか。	各種報告書は市に帰属するため、市の判断により開示します。内容により、事業者と協議する場合があります。
90	26	10	4			施設警備・防犯	当該警備は、警備業法に基づくものではなく、従業員が実施する一般的な警備と理解してよろしいですか。	事業者の提案に委ねます。
91	26	10	4	(1)		施設警備・防犯	施設警備や防犯体制とは、具体的に想定されているものはありますか。	事業者の提案に委ねます。
92	26	10	4			施設警備・防犯	夜間・休日に無人運転で計画する場合、機械警備の設置が必要でしょうか。また、範囲は本施設のみと解釈してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 範囲については、お見込みのとおりです。
93	26	10	5			見学者対応	見学のスケジュール(日程等)については、運営・維持管理業務のスケジュールに支障がないよう、事業者側が指定できると理解してよろしいですか。また、状況により見学の希望を拒否することは可能ですか。	本市が事業者と調整の上、決定します。不合理な理由による見学者の拒否は想定していません。
94	26	10	5			見学者対応	要求水準書「設計・建設業務編」に、現環境衛生センターの会議室に説明用AV装置を設置するとありますが、見学者対応として、当該会議室での説明については、事業者が実施する必要はありますか。	見学者の要望にもよりますが、原則として、環境衛生センター全体に関する説明は、市が行い事業者が補助すること、当該施設に関する説明は事業者が行うこととします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
95	26	10	5			見学者対応	想定すべき年間見学者件数をご教示ください。	市内小学生が50件、2,000人程度、他市町村からの来場者が100件、1,000人程度を想定していますが、当初は相当数来場することと想定されます。
96	26	10	5	(1)		見学者対応	市が受付けた全ての見学者に対して事業者が説明するという解釈で宜しいでしょうか。	見学者の要望にもよりますが、原則として、環境衛生センター全体に関する説明は、市が行い事業者が補助すること、当該施設に関する説明は事業者が行うこととします。
97	26	10	6	(2)		住民対応	「本市が住民等と結ぶ協定等」とあります。内容によっては、提案内容に影響すること考えられます。これらを入札前にご提示下さい。	現在、住民と協定等を締結する予定はございません。 今後、協定等を締結する場合には、速やかに提示します。
98	26	10	6	(2)		住民対応	「市が住民等を結ぶ協定等」の内容を開示願います。	現在、住民と協定等を締結する予定はございません。 今後、協定等を締結する場合には、速やかに提示します。
99	26	10	6	(3)		住民対応	「住民等からの意見等」については、市が受け付けるものと理解してよろしいですか。	原則として 事業者が受け付けますが、本市に直接係る意見等については、直接受け付けます。
100	26	10	6	(2)		住民対応	4月20日の説明会の折、「地元同意に関しては既に取得済」と伺いましたが、その際に締結した地元住民との協定書等がある場合、それを閲覧することは可能ですか。	現在、住民と協定等を締結する予定はございません。 今後、協定等を締結する場合には、速やかに提示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
101	26	10	6	(2)		住民対応	市が住民等と協定を結ぶに当たっては、市は事業者と事前に充分協議していただけると理解して宜しいでしょうか。	事業期間においては、お見込みのとおりです。
102	26	10	6	(3)		住民対応	本事業の継続・存否そのものに関わる住民等との調整は市が行い、本項により事業者が対応するのは運営・維持管理に付随する騒音や悪臭等への対応と理解して宜しいでしょうか。また、本項により事業者が対応する際、合理的な範囲で、市の協力(住民等への窓口等の協力等)を得られると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、受入に関する対応等は、事業者側とご理解下さい。
103	26	10	7			車両誘導	現状は、どのように搬入車両の誘導・指示をおこなっているのかご教示ください。また、施設敷地周辺とは別紙1に記載の「バイオガス化施設整備用地(※赤い線で記された部分)」周辺であるとの理解し、且つ誘導する車両は、本施設に出入りする車両との理解でよろしいでしょうか。	敷地外からの案内標識の設置、計量棟作用員による口頭説明等で対応しています。後段については、お見込みのとおりです。
104	別紙 1					対象ごみ量	H25年からH40年まで、一定値で推移している計画ですが、H22年現時点と同量が推移していると考えてよろしいでしょうか？ また、この“ごみ量”から来場するごみ収集車の台数も、現状台数とほぼ同じ台数で推移すると想定してよろしいでしょうか？	H25年に想定される搬入量がそのまま推移するとの考えです。 収集車の台数については、お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
105	別紙1					対象ごみ量	現時点での事業系資源物量、家庭系生ごみ量が分かりましたらご教示願います。あるいは、現時点での収集区分が上記と異なる場合は、現時点での収集区分によるごみ量をご教示願います。	現時点での事業系資源化物、及び家庭系生ごみの量については、不明です。なお、「事業系資源物量」は、「事業系生ごみ」とご理解ください。 また、現時点での収集区分によるごみ量は、家庭系可燃ごみ;約38,800t/年、事業系可燃ごみ;約30,300t/年です。
106	別紙2					搬入基準(参考)	当該記載については、搬入禁止物と理解してよろしいですか。 (要求水準素案の「以下の搬入禁止物を受け入れてはならない。」の文が削除されています。)	現在本市が定めている他施設への搬入基準をもとに、将来本市が考えているごみの分別基準です。ここに示す項目及び生ごみの搬入を踏まえ、事業者の経験・実績等による提案を求めます。
107	別紙2					搬入基準	別紙2は、搬入不適物と理解してよろしいでしょうか。	現在本市が定めている他施設への搬入基準をもとに、将来本市が考えているごみの分別基準です。ここに示す項目及び生ごみの搬入を踏まえ、事業者の経験・実績等による提案を求めます。
108	別紙4					環境保全計画における必要項目及び頻度	記載項目以外に公害防止協定等による上乘せ項目はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。